

平成 25 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者後期入試 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

解答上の注意

1. 問題冊子は、表紙を含め 3 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

Xは、夜間歩行中に、女性の叫び声を聞いた。Xが駆けつけると、A女が路上に座り込んでおり、その傍らにB男が立っていた。実のところは、A女は泥酔しており、Bがこれを介抱していたのであるが、Xは、BがAを強姦しようとしているものと軽信し、Aを助ける意思で、「やめないか。」と言いながら、殺意なく、BをAから引き離すように、Bの体を背後に引っ張った。そのはずみでBは転倒し、その際、頭部を路面に強打し、Bは頭部打撲に基づく脳挫傷により死亡した。

Xは、泥酔して眠ってしまっているAの様子を見て、BがAを介抱していたのだと気づき、大変なことをしてしまったと思った。動転したXは、Bの胸ポケットから財布がはみ出しているのを認め、物取りの犯行に見せかけるため、それを奪って逃げ、逃げる途中で川に捨てた。

Xの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く）。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】（解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。）

Xは、被害者を殺害した後、キャッシュカード等を強取し、A銀行の現金自動預払機から現金を窃取するなどした事件の被疑者として捜査対象となっていた。警察官Pらは、被害者の口座から現金が引き出されようとした際に、その場の防犯ビデオに写っていた人物とXとの同一性を確認するため、Xの容貌、しぐさなどをビデオ撮影することとし、X宅近くに停車した捜査車両の中、あるいは付近に借りたマンションの一室から、自宅の玄関先や公道を歩いているXを小型カメラで一週間程度、撮影した。さらに、Pらは、Xがしばしば、自宅近くのパチンコ店甲に出入りしていることを突き止め、甲の店長乙から承諾を取り、店内の防犯カメラによって、あるいはPらが持参した小型カメラでXの容姿やしぐさなどをビデオ撮影した。なお、パチンコ店甲の防犯カメラに写っていた映像は、乙の手によってDVDにダウンロードされ、乙はこのDVDをPに任意で提出した。

Pらが撮影した小型カメラ、あるいは任意提出を受けたDVDに写っていたXの容貌等は、専門家によって解析され、A銀行現金自動預払機の防犯カメラに写っていた人物との同一性が確認され、それを示す鑑定書（以下、本件鑑定書という。）が作成された。

Pは、本件鑑定書等の証拠に基づき、Xを被疑者とする強盗殺人の被疑事実で逮捕状の発付を受け、Xを通常逮捕し、検察官に送致した。検察官Qは、本件の所要の捜査を遂げた上、Xを強盗殺人の公訴事実により公判請求した。

Xは、本件強盗殺人被告事件の公判において、自己が犯人であることを否認した。検察官Qは、同公判において、「本件犯人と被告人とが同一人物であること」という立証趣旨で本件鑑定書を証拠請求したが、Xの弁護人は、不同意の意見を述べた。

この場合、裁判所は、本件鑑定書を取り調べることができるか。

《問題 2 以上》

《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

誤想（過剰）防衛といわゆる死者の占有，不法領得の意思が問題となる設例を素材として，刑法総論および刑法各論に関する基本的事項に関する正確な理解をみるとともに，事例処理能力を試すものである。

問題 2

ビデオ撮影の捜査手法の適法性につき検討させた上，いわゆる写實的証拠（ビデオ映像）伝聞証拠性についての理解を確認する趣旨で出題した。